

令和2年4月20日

入札参加者各位

平川市総務部管財課

## 令和2年度の入札制度について

令和2年度における入札・契約制度に係る前年度からの主な変更点について、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 平川市競争入札参加者選定等規則の施行

これまでの「平川市建設業者工事施工能力審査規則」と「平川市建設業者選定規程」を包括した規定として「平川市競争入札参加者選定等規則」を定め、建設工事以外の業者への対象の拡大などを行いました。

#### 2. 平川市競争入札参加者指名停止要領の施行

これまでの「平川市建設業者指名停止要領」を廃止し、「平川市競争入札参加者指名停止要領」を定め、建設工事以外の業者に対象を拡大し、処分対象となる行為の明文化などを行いました。

#### 3. 平川市財務規則及び契約標準約款の改正

平成31年度より事後審査型条件付き一般競争入札が導入されたことに伴い、落札者の決定に係る項目などについて改正を行いました。

また、民法改正に伴い、改正後の民法の条文に対応した内容とするために、工事請負や業務委託等の契約約款の改正を行い、「契約不適合責任」の明記や「契約解除権の細分化」などを規定しました。

#### 4. 平川市条件付き一般競争入札実施要領及び平川市郵便入札実施要領の改正

関連する規則等の改正等や事後審査型条件付き一般競争入札の導入などに伴い、落札者の決定に係る項目などについて改正を行いました。

また、これまで平川市郵便入札実施要領で規定されていた郵便入札時の封筒記載例について、市ホームページにおける一般競争入札の公告に係るページに明記しました。

#### 5. 平川市談合情報対応マニュアルの改正

事後審査型条件付き一般競争入札の導入などに伴う関連する条文の改正などを行い、様式についても明記しました。

担当：管財課管財係